J A M 政策NEWS

2019年2月14日 第2019-02号

【発 行】J A M

【発行責任者】中 井 寛 哉

【編 集】総合政策グループ

Tel 03-5860-6150

E-Mail: seisaku.seiji@jam-union.jp

医療費控除を受けましょう!

— e-TAXでスマホ等からも申告しやすくなりました —

2018 年の医療費はどのくらいかかりましたか?1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。

2017年からは、12,000円を超えて対象医薬品を購入した場合、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受けることができるようになりました。

昨年から、添付書類が簡素化され、「健康保険 組合」「協会けんぽ」などの医療保険者が発行す る通知書(医療費通知書)が利用できるように なりました。また、医療機関等の領収書も「医 療費控除の明細書」を作成し添付すれば、領収 書の添付は不要になりました(領収書は5年間保存が必要です)。

<u>医療費控除の申告をすることにより、次の年</u> の住民税や保育料が安くなる場合があります。

2018 年分の所得税の確定申告は2月 18 日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、1月1日から受け付けています。

申告方法には、電子証明書の取得など事前準備が必要になりますが、インターネット(e-Tax)を利用して申告もできます。また、<u>今年からスマホやタブレットでの申告がしやすくなりました。</u>概要などは次ページに掲載します。

<医療費控除の申告手順>

○2018 年分の病院・診療所・調剤薬局・薬局の領収書と源泉徴収票が必要



医療費控除は世帯単位でできる。

1人分では 10万円を超えていなくても、夫婦・親子等(扶養家族でなくてもOK)で合算して 10万円を超えていれば。医療費控除を受けることができます。

例) 年間に支払った医療費が 200,000 円の場合、 200,000-100,000=100,000 円が医療費控除の対象になります。(注意! 100,000 円が還付されるわけではありません。)

申告は収入の多い人が行うほうが有利



○申告書をもらいに税務署へ。(インターネットから申告書をダウンロードすることもできます) ○インターネットで申告する場合は、電子証明書の取得など事前準備が必要です。

従来の方式に加えて、①マイナンバーカード方式、② I D・パスワード方式が加わりました。 (e-Taxホームページ参照 http://www.e-tax.nta.go.jp/)



〇申告書に記入

- ①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。
- ②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。



〇住所地を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu.htm) で検索できます。

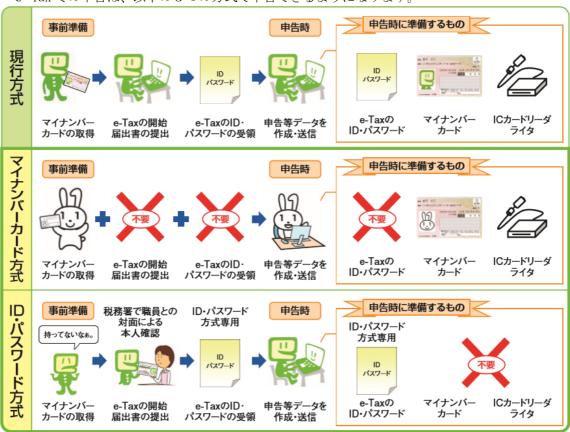
☆2018 年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。

<e-Tax利用の簡便化>

スマホ×確定申告 スマート申告始まります!

1. 2019年1月以降の e-Tax 利用のイメージ

e-Tax での申告は、以下の3つの方式で申告できるようになります。



2. スマートフォン専用の画面を利用できます

スマートフォン・タブレット用の画面を利用して、所得税の確定申告書が作成できるようになります。

概要は、以下のHPなどをご参照ください。

- ※e-Tax (イータックス) のHP→http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html
- ※国税庁 HP→ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/smart_shinkoku/index.htm
- ★「医療費控除の明細書と記載要綱」は添付の資料1で確認してください。
- ★国税庁・確定申告特集ページ
 - ⇒https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm